

(HC2) 土木技術映像委員会規則

昭和43年6月1日	制 定
平成6年1月28日	一部改正
平成14年6月28日	〃
平成19年1月19日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃

(目的)

第1条 本委員会は、土木技術者の啓発ならびに土木技術の普及を効果的に行うため、土木技術に関する映像について研究し、それを効果的に活用することにより、土木技術の継承および共有化を推進することを目的とする。

(活動)

第2条 本委員会は上記目的を遂行するため、次の活動を行う。

- (1) 土木技術に関する映像の収集および普及
- (2) 土木技術に関する映像の選定審査
- (3) 土木技術に関する映像の一般公開
- (4) その他目的遂行のため必要な事業

(構成)

第3条 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。また、委員会は必要に応じて小委員会等を設置することができる。

2 本委員会は委員長1名、副委員長1名、幹事長1名を含め、30名程度の委員、幹事若干名および委員会顧問若干名で構成する。

3 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。
- (4) また、小委員会等には委員長を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、前委員長の推薦により委員会の承認を得て決定する。
- (2) 幹事長は、委員の内から委員長が選任する。
- (3) 委員は公募によるほか、委員長が本委員会の目的にそった会員および学識経験者から選任する。
- (4) 幹事は委員の内から、委員長の承認を受け、幹事長が選任する。
- (5) 小委員会等の委員長は委員の内から委員長が選任する。
- (6) 小委員会等の委員は、小委員会等の委員長が選任する。
- (7) 委員会顧問は、委員会活動に寄与した65歳以上の委員経験者の中より、幹事会の推薦を経て、委員長が委嘱する。

2 委員長および委員等の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。委員会顧問の任期は定めない。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催に代えることができる。

2 幹事は、委員会の運営事務を処理する。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、図書館・情報室とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、昭和43年6月1日から施行する。

附則（平成6年1月28日 理事会議決） この変更内規は、平成6年1月28日から施行する。

附則（平成14年6月28日 理事会議決） この変更内規は、平成14年6月28日から施行する。

附則（平成19年1月19日 理事会議決） この変更内規は、平成19年1月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。